

2024/2/29

リトルハウス通信

社会福祉実践の中で多く使われる言葉に「当事者主体」という言葉がありますが、この「当事者主体」という概念に焦点を定めた「ソーシャルワークにおける当事者主体論の検討 ―援助されるということへの問い―」（2014 久保美紀著）という論文を読む機会がありました。そこで今回はこの論文についての感想をつらつら書いていきたいと思います。

久保の論文/著作は常に一貫して「当事者主体のソーシャルワーク実践の意義」をあらゆる角度から論じており、その都度、私は強い感銘を受けています。

広辞苑で「当事者」という言葉を調べると「その事または事件に直接関係をもつ人」と書かれています。そんな中、当論文で「当事者」の定義のひとつとして引用されている、中西正司と上野千鶴子の定義がとても秀逸です。「(当事者とは) 問題を抱えた人々と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまつては、ニーズは発生しない。ニーズ(必要)とは、欠乏や不足という意味からきている。私の現在の状態を、こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうでない新しい現実を作り出そうとする構想力をもったときに、はじめて自分のニーズとは何かがわかり、人は当事者になる」(中西・上野 2003:2-3)としています。

福祉領域で「当事者」という言葉を使う際、「問題や課題を抱えた者」と捉えがちであり、それを前提として「支援の必要性」を議論することが多くみられます。

しかし本来は、当事者自身がある事物に対して何某らの不足を感じ⇒それを充足するために構想力を持つことで⇒初めてニーズを持った当事者になる、ということなのでしょう。

ということは、ソーシャルワーク実践における支援とは、当事者たり得る為のセルフアドボカシーが促進される「環境を整えていく」ことがスタートラインといえるかもしれません。

久保は当論文の中で「ワーカーはクライアントに自由で安全な安心できる場を用意しなければならない。ニーズは、援助活動に参加する複数のアクター間の相互作用の中で顕在化される」(久保 2014:30)と述べています。この久保の言葉は、ニーズは主体性がある初めて生み出されるものであり、安心安全な場で「主体性」は生まれ「当事者」になるということを伝えてくれているのでしょうか。当論文を読んでそんなことを感じた次第です。

我々実践の現場にいる者は、ソーシャルワークで当たり前に使われているこういった言葉や定義を丁寧に見ていくことで、何気なく使っている「言葉」に具体的な意味を持たせることになります。そしてそれは支援に「意義」を生む力になると私は考えています。 (鈴木)

■引用文献

中西正司 上野千鶴子「当事者主権」(2003) 岩波文庫 2-3

久保美紀「ソーシャルワークにおける当事者主体論の検討 ―援助されるということへの問い―」(2014) ソーシャルワーク研究 Vol.40 No.1 30